

株式の分割に関する基準日設定公告

株主各位

平成 25 年 3 月 11 日
大阪市北区豊崎五丁目 4 番 9 号
eBASE 株式会社
代表取締役社長 常包 浩司

当社は、平成 25 年 1 月 31 日付取締役会決議により、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 400 株に分割することを決定いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を、平成 25 年 3 月 31 日（日曜日）（実質上の基準日は平成 25 年 3 月 29 日（金曜日）となります。）と定めましたので、公告いたします。

なお、当社の発行可能株式総数については、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、当社定款第 6 条を変更し、15,960,000 株増加して、16,000,000 株といたします。

以上

お知らせおよびご注意

1. 株式の分割と同時に、平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、100 株を単元株式数とする単元株制度を採用いたします。これにより、平成 25 年 3 月 27 日（水曜日）付をもって、大阪証券取引所における売買単位は、1 株から 100 株に変更となります。
2. 株式分割後のご所有株式に関する案内は、平成 25 年 5 月上旬にお届出住所宛にお送りする予定です。
3. 平成 25 年 4 月 1 日（月曜日）付をもって、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等の振替口座簿に記録されることとなります。
4. 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いいたします。